

令和 8 年度高槻市特別会計予算書

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

令和 8 年 月 日議決

目 次

	頁
1. 令和8年度高槻市国民健康保険特別会計予算	1
2. 令和8年度高槻市介護保険特別会計予算	9
3. 令和8年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	17
4. 令和8年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	23
5. 令和8年度高槻市財産区会計予算	29
6. 令和8年度高槻市下水道等事業会計予算	43
7. 令和8年度高槻市自動車運送事業会計予算	49
8. 令和8年度高槻市水道事業会計予算	55

令和8年度高槻市国民健康保険特別会計予算

議案第 33 号

令和 8 年度高槻市国民健康保険特別会計予算

令和 8 年度高槻市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 32,547,474 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 25 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,519,392
	1 国民健康保険料	6,519,392
2 一部負担金		2
	1 一部負担金	2
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		10
	1 国庫補助金	10
5 府支出金		22,885,749
	1 府補助金	22,885,749
6 繰入金		3,067,315
	1 一般会計繰入金	3,067,315
7 諸収入		75,005
	1 延滞金及び過料	2
	2 雑入	75,003
歳入合計		32,547,474

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		601,177
	1 総務管理費	600,624
	2 運営協議会費	553
2 保険給付費		22,592,212
	1 療養諸費	19,196,464
	2 高額療養費	3,226,205
	3 移送費	10
	4 出産育児諸費	76,533
	5 葬祭諸費	22,000
	6 精神・結核医療給付費	71,000
3 保健事業費		340,596
	1 特定健康診査等事業費	256,374
	2 保健事業費	84,222
4 国民健康保険事業費納付金		8,932,388
	1 医療給付費分	6,202,043
	2 後期高齢者支援金等分	1,901,871
	3 介護納付金分	653,081

(単位：千円)

款	項	金額
	4 子ども・子育て支援納付金分	175,393
5 公債費		100
	1 公債費	100
6 諸支出金		51,001
	1 償還金及び還付加算金	51,000
	2 延滞金	1
7 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳	出 合 計	32,547,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8年度から 令和 9年度まで	30,000千円

令和8年度高槻市介護保険特別会計予算

議案第 34 号

令和 8 年度高槻市介護保険特別会計予算

令和 8 年度高槻市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,999,884 千円 と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 8 年 2 月 25 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 介護保険料		6,920,539
	1 介護保険料	6,920,539
2 国庫支出金		9,492,250
	1 国庫負担金	6,668,408
	2 国庫補助金	2,823,842
3 支払基金交付金		10,233,782
	1 支払基金交付金	10,233,782
4 府支出金		5,286,987
	1 府負担金	5,028,462
	2 府補助金	258,525
5 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
6 繰入金		7,065,837
	1 一般会計繰入金	5,968,282
	2 基金繰入金	1,097,555
7 諸収入		488
	1 延滞金加算金及び過料	2

(単位：千円)

款	項	金額
	2 雑入	4 8 6
歳	入 合 計	3 8, 9 9 9, 8 8 4

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		856,244
	1 総務管理費	474,997
	2 徴収費	47,449
	3 介護認定事務事業費	330,247
	4 趣旨普及費	3,551
2 保険給付費		35,990,373
	1 介護サービス等諸費	32,542,894
	2 介護予防サービス等諸費	1,600,468
	3 特定入所者介護サービス費	534,714
	4 高額介護サービス等諸費	1,276,423
	5 その他諸費	35,874
3 地域支援事業費		2,004,801
	1 介護予防事業費	80,173
	2 包括的支援事業費	36,191
	3 任意事業費	82,620
	4 介護予防・生活支援サービス事業費	1,798,940
	5 その他諸費	6,877

(単位：千円)

款	項	金額	
4 基金積立金		14,471	
	1 基金積立金	14,471	
5 諸支出金		130,995	
	1 償還金及び還付加算金	9,312	
	2 繰出金	121,683	
6 予備費		3,000	
	1 予備費	3,000	
歳	出	合計	38,999,884

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険負担割合証等印刷及び封入封緘業務	令和 8年度から 令和 9年度まで	5,600千円
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 9年度	25,000千円

令和8年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 35 号

令和 8 年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算

令和 8 年度高槻市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,232,927 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		7,560,483
	1 後期高齢者医療保険料	7,560,483
2 繰入金		1,672,438
	1 一般会計繰入金	1,672,438
3 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 償還金及び還付加算金	2
	3 雑入	2
歳入	合計	9,232,927

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		237,567
	1 総務管理費	208,552
	2 徴収費	29,015
2 後期高齢者医療広域連合納付金		8,987,860
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,987,860
3 諸支出金		6,500
	1 償還金及び還付加算金	6,500
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	9,232,927

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷 及び封入封緘業務	令和 9年度	15,000千円

令和8年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

議案第 36 号

令和 8 年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 8 年度高槻市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 153,016 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 繰入金		62,547
	1 一般会計繰入金	62,547
2 諸収入		43,211
	1 貸付金元利収入	43,210
	2 雑入	1
3 市債		47,258
	1 市債	47,258
歳入	合計	153,016

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		48,940
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	48,940
2 公債費		69,253
	1 公債費	69,253
3 諸支出金		34,823
	1 諸費	34,823
歳 出	合 計	153,016

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
コンビニエンスストア収納代行業務	令和 9年度	1 8 9千円

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	千円 47,258	普 通 貸 借	無利子	1. 借入先 政府 2. 償還方法 母子及び父子並びに寡婦福祉法第37条第2項、第4項及び第6項の規定により償還する

令和8年度高槻市財産区会計予算

議案第 37 号

令和 8 年度高槻市財産区会計予算

令和 8 年度高槻市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,509,927 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 富田町財産区収入		857,724
	1 富田町財産区収入	857,724
2 大字原財産区収入		9,139
	1 大字原財産区収入	9,139
3 大字塚原財産区収入		9,616
	1 大字塚原財産区収入	9,616
4 大字唐崎財産区収入		35,302
	1 大字唐崎財産区収入	35,302
5 大字赤大路財産区収入		6,138
	1 大字赤大路財産区収入	6,138
6 大字氷室財産区収入		469,257
	1 大字氷室財産区収入	469,257
7 大字真上財産区収入		111,141
	1 大字真上財産区収入	111,141
8 大字辻子財産区収入		5,320
	1 大字辻子財産区収入	5,320
9 大字下財産区収入		4,975

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字下財産区収入	4, 975
10 大字安満財産区収入		555, 977
	1 大字安満財産区収入	555, 977
11 大字成合財産区収入		12, 532
	1 大字成合財産区収入	12, 532
12 大字庄所財産区収入		32, 356
	1 大字庄所財産区収入	32, 356
13 大字津之江財産区収入		576
	1 大字津之江財産区収入	576
14 大字奈佐原財産区収入		101, 994
	1 大字奈佐原財産区収入	101, 994
15 大字前島財産区収入		53, 029
	1 大字前島財産区収入	53, 029
16 大字土橋財産区収入		7, 984
	1 大字土橋財産区収入	7, 984
17 大字野中財産区収入		7, 028
	1 大字野中財産区収入	7, 028

(単位：千円)

款	項	金 額
18 大字中小路財産区収入		5, 1 9 0
	1 大字中小路財産区収入	5, 1 9 0
19 大字服部財産区収入		3, 6 8 6
	1 大字服部財産区収入	3, 6 8 6
20 大字土室財産区収入		1 2 3, 8 9 6
	1 大字土室財産区収入	1 2 3, 8 9 6
21 大字別所財産区収入		2, 4 5 4
	1 大字別所財産区収入	2, 4 5 4
22 大字萩谷財産区収入		2 9 1, 7 5 3
	1 大字萩谷財産区収入	2 9 1, 7 5 3
23 大字井尻財産区収入		9, 7 8 6
	1 大字井尻財産区収入	9, 7 8 6
24 大字鶯殿財産区収入		3 4, 7 5 6
	1 大字鶯殿財産区収入	3 4, 7 5 6
25 大字上牧財産区収入		3 1, 5 8 7
	1 大字上牧財産区収入	3 1, 5 8 7
26 大字梶原財産区収入		8 4, 1 7 2

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字梶原財産区収入	84,172
27 大字神内財産区収入		5,998
	1 大字神内財産区収入	5,998
28 大字萩之庄財産区収入		35,698
	1 大字萩之庄財産区収入	35,698
29 大字西五百住財産区収入		233,845
	1 大字西五百住財産区収入	233,845
30 大字岡本財産区収入		156,031
	1 大字岡本財産区収入	156,031
31 大字東天川財産区収入		7,302
	1 大字東天川財産区収入	7,302
32 大字宮田財産区収入		157,437
	1 大字宮田財産区収入	157,437
33 大字野田財産区収入		31,776
	1 大字野田財産区収入	31,776
34 大字高槻財産区収入		2,861
	1 大字高槻財産区収入	2,861

(単位：千円)

款	項	金額
35 大字霊仙寺財産区収入		3, 1 3 4
	1 大字霊仙寺財産区収入	3, 1 3 4
36 大字西面財産区収入		2, 3 1 4
	1 大字西面財産区収入	2, 3 1 4
37 大字芝生財産区収入		4 9, 4 8 3
	1 大字芝生財産区収入	4 9, 4 8 3
38 大字郡家財産区収入		5 5 6, 4 3 3
	1 大字郡家財産区収入	5 5 6, 4 3 3
39 大字東五百住財産区収入		3 9 7, 2 6 1
	1 大字東五百住財産区収入	3 9 7, 2 6 1
40 大字古曾部財産区収入		2, 9 8 6
	1 大字古曾部財産区収入	2, 9 8 6
歳	入	合 計
		4, 5 0 9, 9 2 7

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 富田町財産区支出		15,347
	1 富田町財産区支出	15,347
2 大字塚原財産区支出		1
	1 大字塚原財産区支出	1
3 大字唐崎財産区支出		3,711
	1 大字唐崎財産区支出	3,711
4 大字赤大路財産区支出		281
	1 大字赤大路財産区支出	281
5 大字氷室財産区支出		13,351
	1 大字氷室財産区支出	13,351
6 大字真上財産区支出		2,871
	1 大字真上財産区支出	2,871
7 大字辻子財産区支出		695
	1 大字辻子財産区支出	695
8 大字下財産区支出		2
	1 大字下財産区支出	2
9 大字安満財産区支出		33,864

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字安満財産区支出	33,864
10 大字成合財産区支出		110
	1 大字成合財産区支出	110
11 大字庄所財産区支出		3,052
	1 大字庄所財産区支出	3,052
12 大字津之江財産区支出		1
	1 大字津之江財産区支出	1
13 大字奈佐原財産区支出		1,861
	1 大字奈佐原財産区支出	1,861
14 大字前島財産区支出		2,578
	1 大字前島財産区支出	2,578
15 大字土橋財産区支出		208
	1 大字土橋財産区支出	208
16 大字野中財産区支出		193
	1 大字野中財産区支出	193
17 大字中小路財産区支出		193
	1 大字中小路財産区支出	193

(単位：千円)

款	項	金額
18 大字服部財産区支出		1
	1 大字服部財産区支出	1
19 大字土室財産区支出		7,684
	1 大字土室財産区支出	7,684
20 大字別所財産区支出		1,302
	1 大字別所財産区支出	1,302
21 大字萩谷財産区支出		2,772
	1 大字萩谷財産区支出	2,772
22 大字井尻財産区支出		438
	1 大字井尻財産区支出	438
23 大字鶴殿財産区支出		296
	1 大字鶴殿財産区支出	296
24 大字上牧財産区支出		291
	1 大字上牧財産区支出	291
25 大字梶原財産区支出		424
	1 大字梶原財産区支出	424
26 大字神内財産区支出		5

(単位：千円)

款	項	金額
	1 大字神内財産区支出	5
27 大字萩之庄財産区支出		12
	1 大字萩之庄財産区支出	12
28 大字西五百住財産区支出		4,032
	1 大字西五百住財産区支出	4,032
29 大字岡本財産区支出		11,177
	1 大字岡本財産区支出	11,177
30 大字東天川財産区支出		668
	1 大字東天川財産区支出	668
31 大字宮田財産区支出		3,838
	1 大字宮田財産区支出	3,838
32 大字野田財産区支出		1,520
	1 大字野田財産区支出	1,520
33 大字高槻財産区支出		110
	1 大字高槻財産区支出	110
34 大字西面財産区支出		1
	1 大字西面財産区支出	1

(単位：千円)

款	項	金 額
35 大字芝生財産区支出		3, 3 8 6
	1 大字芝生財産区支出	3, 3 8 6
36 大字郡家財産区支出		1 4, 3 4 4
	1 大字郡家財産区支出	1 4, 3 4 4
37 大字東五百住財産区支出		5, 3 7 8
	1 大字東五百住財産区支出	5, 3 7 8
38 大字古曽部財産区支出		1
	1 大字古曽部財産区支出	1
39 予備費		4, 3 7 3, 9 2 8
	1 予備費	4, 3 7 3, 9 2 8
歳 出	合 計	4, 5 0 9, 9 2 7

令和8年度高槻市下水道等事業会計予算

令和 8 年度高槻市下水道等事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度高槻市下水道等事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 区 域 内 人 口	343,817 人
(2) 処 理 区 域 面 積	3,292 ha
(3) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	2,158,486 千円

管渠・施設等の改築、更新

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第 1 款	下水道等事業収益	9,049,488 千円
第 1 項	営 業 収 益	6,162,310 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	2,887,178 千円
支		出
第 1 款	下水道等事業費用	9,321,634 千円
第 1 項	営 業 費 用	8,691,005 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	606,629 千円
第 3 項	特 別 損 失	4,000 千円
第 4 項	予 備 費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,644,462千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 102,817千円、過年度分損益勘定留保資金191,824千円、当年度分損益勘定留保資金 2,349,821千円で補填するものとする。）。

		収	入
第 1 款	資 本 的	収 入	
			1,894,513 千円
第 1 項	企 業	債	
			1,424,800 千円
第 2 項	補 助	金	
			132,500 千円
第 3 項	他 会 計	補 助 金	
			335,963 千円
第 4 項	負 担	金	
			1,250 千円
		支	出
第 1 款	資 本 的	支 出	
			4,538,975 千円
第 1 項	建 設	改 良 費	
			2,158,486 千円
第 2 項	投	資	
			300 千円
第 3 項	企 業	債 償 還 金	
			2,380,189 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
雨水取口等電気設備更新工事	令和9年度	31,500 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 806,200	普通貸借	年 %以内 6.0	1 借入先 政府、大阪府、地方公共団体金融機構、銀行 又はその他 2 償還期限 40年以内 3 据置期間 5年以内
流域下水道事業	618,600	又は 証券発行	(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	4 償還方法 年賦元利均等、半年賦元利均等、半年賦元金均等又は借入先の融資条件による 5 その他 必要に応じて繰上償還することができる

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

427,027 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業費の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、335,963千円である。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

令和8年度高槻市自動車運送事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度高槻市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 在籍車両数	165 両
(2) 年間総走行キロメートル	4,610,545 km
(3) 年間総輸送人員	18,607,905 人
(4) 1 日平均輸送人員	50,981 人
(5) 主要な建設改良事業 事業費	316,311 千円
車両更新、車両整備器具の更新 他	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	自動車運送事業収益	4,173,035 千円
第 1 項	営業収益	3,562,138 千円
第 2 項	営業外収益	610,897 千円
支 出		
第 1 款	自動車運送事業費用	4,211,738 千円
第 1 項	営業費用	4,046,120 千円
第 2 項	営業外費用	151,104 千円
第 3 項	特別損失	9,514 千円
第 4 項	予備費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	401,000 千円
第 1 項	固 定 資 産 売 却 代 金	1,000 千円
第 2 項	投 資	400,000 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	318,351 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	316,311 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	2,040 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用 (消費税及び地方消費税、雑支出、固定資産売却損、過年度損益修正損)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2,656,170 千円

(他会計からの補助金)

第8条 生活交通路線維持事業等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、473,625 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、261,793 千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史

令和 8 年度高槻市水道事業会計予算

令和 8 年度高槻市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度高槻市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	170,536 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	35,420,000 m ³	
(3) 1 日 平 均 給 水 量	97,041 m ³	
(4) 主要な建設改良事業 水道施設等整備費	1,103,627 千円	
	管路耐震化工事	総延長 1,883m
	萩谷中継ポンプ場萩谷低区1・2号送水ポンプ更新工事	
	大冠浄水場取水ポンプ更新工事	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	水道事業	収益	7,156,588 千円
第 1 項	営業	収益	5,459,647 千円
第 2 項	営業外	収益	1,696,743 千円
第 3 項	特別	利益	198 千円
		支	出
第 1 款	水道事業	費用	6,186,033 千円
第 1 項	営業	費用	6,055,824 千円
第 2 項	営業外	費用	105,124 千円
第 3 項	特別	損失	5,085 千円
第 4 項	予備	費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,598,868千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 118,540千円、建設改良積立金 162,931千円、当年度分損益勘定留保資金 1,317,397千円で補填するものとする。）。

	収 入	
第 1 款 資 本 的 収 入		211,426 千円
第 1 項 負 担 金		126,816 千円
第 2 項 国 庫 支 出 金		84,610 千円
	支 出	
第 1 款 資 本 的 支 出		1,810,294 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		1,275,842 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		30,542 千円
第 3 項 投 資		500,000 千円
第 4 項 国 庫 支 出 金 返 還 金		3,910 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
地下水採取量調査業務	令和8年度から 令和9年度まで	38,940千円
上下水道料金システム 移行用データ抽出業務	令和8年度から 令和9年度まで	12,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用（企業債利息、消費税及び地方消費税又は過年度損益修正損）
- (2) 建設改良費、企業債償還金及び国庫支出金返還金の間の流用（企業債償還金又は国庫補助金返還金）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 730,231 千円

(他会計からの補助金)

第9条 基本料金無償化に係る補助金等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,049,437千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、83,367千円と定める。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

高槻市長 濱 田 剛 史



古紙配合率70%再生紙を使用しています